別分）に充てるため平成27年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に３分の１を乗じて得た額

$Q_{15}$＝0.024

$Q_{16}$＝0.026

$Q_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

$Q_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

$Q_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02245

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

$Q_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

$Q_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

$Q_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$Q_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$Q_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$Q_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.013

$Q_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.009

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係る

護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一四〇（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一六五）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十六年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一六五（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二〇四）を、市場公募都市の平成二十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇二五（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二五）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇二五（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二五）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇二五（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二五）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇一三（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一三）を、市場公募都市の平成二十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇三一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三一）を、13に